明君享保録

自六
至八

和書門
類 號 函 架 冊
二〇四八一 一五八 一〇 二

内閣文庫
和書
類 號 冊 架
二〇四八一 二 一四九 一一四

内閣文庫
番號 和 20481
冊數 2 (2)
函號 149 34

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫

浅草文庫

明君言行録卷之六

吉宗公御成先種々の事

先書要覧両種録あり〳〵ゟ出ぬ　御先祖

御代より江戸鷹野　御成〳〵ゟ有り処

明君御代を考へ〳〵せめひろめより

東照宮

台徳公

大猷公の御代ゟ江戸鷹野始り

御先代ハ江戸本ゟ百〳〵武州の嵜も高き大山迄

の山も面ハ紅粉を塗ゟ偏ハ男けいせいのさい〳〵

と云ふ

明君紀州より召せられし紀伊国の人々さぶらふ事
けうとく氣ふかく剛勇よ髪ぶの風近き人々なれども
武術の密なるのすぐれて弓矢剣術槍長刀をもて上手
ふりてそれ水係おとり剣術をもてなる方々家おいて
天下を知れる侍ひ俄ふ弓馬槍剣術の口伝をもてし
諸国諸藩をを云　下々吹上御解馬場まて騎射
上覧を拝ふ小西国番の大小書布衣の諸士大小和唐を
とりまぜ陸ふ陸ふ出精ふ稽古ふ武藝ふ人
ハ或ハ洋紙者ハ言ふ役者ハ武
藝を嗜ふとりうされハこそ尚附弓馬剣術ふ
人あひふふふふ諸国諸藩者ふ強者ふ多ふ出来ふ

水係ふ人　御先代ふ向ふ召ふ演ふ
川をこふ渡ふ舟ふ人ハ名人ふ召ふ口伝水流
も毎年夏ふ拝　上覧ふ帳ふ水洋領云　作者曰
次ふ其支配頭出精ふ励ふ尚附ハ流草川
をこ拝ふ人ふ中ふ不足ふ付ふ手薄ふ工夫ふ手速
達者ふ召ふ名人下ふ若者ふ年迄ふ口伝ふ
ふふふ事ふ成ふ上ふ船ふ手ふ
御先代ふ人用ふふ不足ふ無ふふ
明君ふ船ふ成ふ云　成ふ自然ふ水係ふ
ふふ剣附御ふ水主楫友ふ
上覧ふ拝ふ人ふ角田川筋　御成ふ

水主楫取以下かこの者よ　命せられ私ゟ
上ゟ以下水戸へ早速ゟ急きゟれ以下中ゟ口の内
の以下ゟ
明暮ゟ自分ゟ陸奥ゟ言ゟ陸の者佐の佐水主の船先
にまけるゟ急け〳〵ゟけ〳〵　上意ゟ
の品佐ゟ水ゟ頂〳〵ゟ強ゟ又以下ゟ以下知越て
陸佐ゟおゟゟ急け〳〵ゟの　上意ゟ南方の品下知
ゟて頂〳〵ゟ佐以下ゟ南方力ゟ〳〵陸ゟ中
ゟ藤ゟ知ゟ以下ゟ清ゟ陽田川木母寺前ゟ南ゟ橋
ゟ上ゟ場近南方甲乙ゟ〳〵ゟ人の船ゟ多ゟ
明暮ゟ所様様南方の力ゟ労ゟ我全〳〵ゟ

仕ゟ〳〵ゟ海陸ゟ大事の用ゟ所要ゟ寛長十四年の春
東照宮ゟ大坂西丸ゟ〳〵ゟ大名ゟ仕ゟ〳〵ゟ
中の船以下ゟ近ゟ伏見以下ゟ〳〵ゟ御品書
十三人成御書ゟ斗ゟ老功の者以下ゟ
以下の船歌ゟ
東照宮ゟ近〳〵ゟ
以下ゟ
せ以下ゟ陸以下ゟ守護〳〵ゟ
さゟ以下ゟ目出度ゟ〳〵ゟ南方の人まんゟ
ゟ〳〵ゟ陸佐以下の者ゟ以下ゟ文配以下ゟ
神保源太郎ゟ組の者出精ゟ〳〵ゟ源太郎ゟ

小て後ろ〇されとも組中美門よりきこえて江戸表以載候
しるとあり又或時浅草観世音　所勝所にて
明天ハ唯四寸人位秘蔵のよしてうといふ名馬に敬を表ひ
て一さうんに四寸ゆう立ちうあり西国佐方所馬より有て左りう
う何きもつゝきまへきハ拵もあるゝ多くハ江戸へさりうる
ちまとも所馬小有て始終　所様ハ江戸七〇人を左之通
　　書院番衆
　　滝沢左中之介
　　小十人
　　佐藤
　　松平助之丞
　　小十人
　　古川左右衛門
　　佐木三郎

ハ者ハ風呂屋ハ近ハ侍中上所馬のハをこゝ来るゝ也る拵
所本九ハ苗字所先中美年寄ハ例荒ハ原近ひに出るひて江戸
中と大奥へ入ゝ七のよ諸小ハ歩行供并一ゝ人ゝ之世警
ハ農民六下ゝ中外小ハ者来ゝ之所ハ俗小者陸天のやゝ之ゝて
ハ学ハ流ゝ拵ゝとて千浪　屋中勤のゝ陸木ゝ
と者駐天と呼ひるゝあり魂時砂村近雲崖かゝとゝ拵
成り形ゝ六月極暑の所ゝ江戸方時の外にのんと
をかゝ〜暑ゝ強成ゝ行ゝ中ゝん高人も出ません
と又ゝ入ゝ江戸ゝ田畑の中一滴の水となゝれハ行ゝて
のんとゝ〜ゝ多ハゝ砂村立て田畑の中
西瓜多ゝあゝて江戸れかゝ人ゝ也田畑の角ハ

りうきゅうのかの品製禁ぶて石炭を出いることの事格別
の仕成ある世義令有る服部の瓜西瓜をもこれて咽をとる
をきんとする事なるべし皆〻寒ける
咽果仕法の仕方を以て何ぞ西さ〻ゆき立籠りる
仕方事有る實に以ての地の仕代官〻うれい忽に畑の中に花
入て〻大き成西瓜ありて〻力のよろしうにて手くるまを
きく〻手ちひろ〻ひろ〻四ちよや長ふて咽をとる仕方の
とやうなる人〻うんるまりあれ仕代皮さへ長枝〻何と今
八遠方まへまやと思ひ〻小立食〻かつを上あるる無弾
一西瓜を孔好せよとの仕下知に成かうきるこ事有る
密〻よう拵仕きこと方手本出さそ有〻強ふたるの

去仕を〻〻掃除をこ言きんとの仕内言みそ事有る
ゆ世せ〻〻や手〻ふ
咽果〻仕貫徒彼の唐の梅林ふこく入るのをのうこと
まり〻海きりていろ〻ちとる〻〻手跡ふて砂村に
有るより西瓜の数書上と事有る方なるや日本陸極
平垂　公儀より仕金百姓共〻立下れるる強みられ
大猷院公御代西河原ふ集る暗を追言んと礫打の極ふ
上言ふ〻れ共手代の所ある〻て周〻〻と小田原所
の高ひの蛤蜊を礫として手せるい松平信綱の忠意
こと言ふ〻のいろ〻の多〻義掃ふ〻仕立ち信意
の可皆ま〻　公儀の仕為小仕用立中山ふ〻そ代

減小不及と云事しかるに去る遠ひ御仕法
世中野徐馬道の　御賦之部仕方
令ゆゑ畑中の大根を始め百姓共に
農命ありて去る巳年発商仕方ふてふと申し大根い
も等迄ハ元ハ武蔵美濃の人々大根の苗を
面白く思ひて諸打ゆゑ　御賦の後数千本ありて
出ける　公儀より唯今ふてい形大根仕代度年代改
て代相成下ハ出ること共ハ　或時御
警理所有　御公所御門内の疾地蔵小傍うつてゝ
ゆゑ　上様ハ御ゝ御ふ御ふ立ふ仕意
く疾地も中のさゝゝ迄ハ　玉造ものつゝ悪

ゝ迄ハ公儀大年のことにて　上意ハ
ゝ迄ハ其門番の大小名ハ入念事仕
西御番所勤番中竹鶴ゝ御ゝ武備
ゝとなる所ゝ仕御　誠なあるべしと
明君様ハ貴意遊　御賦ゝ仕通ゝ
挺入用之仕代の田付疾地組ゝ者共ハ同外ゝ
ゝて仕使ハ　命ゝ
挺ゝ仕通者小ゝ　命下て
而の武器ハ用ゝ小ゝ
者の疾地ハ高ゝ
明君様ゝ仕貴流

ふくかきりの秘施宿中結もあるて用るふすこゆるり
てうしうしうと心懸祈る接ん福石仰家来
面目を保ちとしうるまいて仕合ありの品を取ひろ左
書口書不役所〳〵の稽道具品今まて油断して清
ちうり秘施い有まとも玉薬ハ去ハ〳〵拭い〳〵高麗〳〵
人〳〵俄ま目を元〳〵て吋上ぶいつ何時
御成こ帝る　上意ま　上覧ま彩なは道具ま
八大ぎ小口書の所ろきこ迎ま作品〳〵に相改成ま嚴
重ま無無ま成ろ品ま油断ま怠めるこ〳〵
人〳〵自然と心ま の油ま ゆ〳〵小こ接
吉宗公の御仁術口貴ま の御ことてるこ稀御ま

偖こ当代い人の武備さうんぶ風行ハ〳〵ぶ
明君の御仁恵の口こてゆうとゆ〳〵誠ぶ去年に発
発ま云れさる　高將とゆ〳〵ゆ

一

明君享保録巻之七

吉宗公御名語集之事

或時　御茶をすてゝ出給ふの節或人やらるゝ尚時の出給ふ
元ゝ持のなきい三代ゝ代ゝ持伝へ給ふ環境或者
貧屋の花入を出し毎年貧屋ゆゑ出子仕流き不
中拾小銭出切不之帝　利銀を出金ゆる事ゝ後同
ゆの出家人ゆゑ出産ゆゑ中上りれい
吉宗公御一代まゝ出家ひの形拾又出側向の人ゝ
呼ゝ口光
東照宮の神意ゆる出乳の毒に思召ゝ人ゝ中さゝる
少ゝ記

吉宗公上意ふしやそれハひらてなるん
東照宮はゝ幼なくしる事万若ゝ様しハ三度天下
をとめ給へ事なせんと云思召ての御事之御ふち袋を刀
ハ箱に納る世を祝〳〵しる社袋よりも筆なるもの今ハ
かゝる事〳〵様本の武芸さいと〳〵自所人質屋の売る
をとハ長ゝ様ふ能納る時節ハ天地開け始て有へふ
東照宮ハ今拝ふ様遊女思召て御若労様〳〵なれハ
何そ臭氣の毒ハ様思召〳〵御ら事質屋よりてあるれ
ゆるんさ様〳〵ハ又貝出なるけれ共ゝ中ふて又四熟よき
武士の多〳〵ゆるんも貝貝出〳〵と御思ひ様る社
いとたゝかうる御事之神付

吉宗公の御示ふて多〳〵の臣家中一上る中正〳〵
思ハ貞享元甲子年の御誕生之先ハ大黒天ゝ中神ハ福神と
て人〳〵祝ひまつる四十日ハ福神の形を知〳〵る人稀
なるゝと中上られハ
吉宗公上意ハ大黒ふいかゝのことなりあるやふ
ハ尋様遊御例元有馬兵庫殿中上るハやうれハ大黒の形ハ
眉を高〳〵作り様上ふ御中をかもりゆ〳〵おのつゝふ
上の事を又不中ハ左ハ様ハ様ハ
自然と様〳〵事ゆゝ中事を大黒の心形ふ形〳〵作り
人の教ゝハ仕ゆゝ中上られハ
吉宗公ハ左一様左之左もあるべき事也若〳〵ゝ字

七字といふ事ハ何ゆへの七字といふハ人なくてそといふ
是七字也七字といふハ身の行ひを忘れといふ七字也此言
を能守る時ハ些成とも全く身に害ひを得るとの
心得也扨又無一字上の心是大黒の極意之あるハよの
御意志得かたく思召れ大頭巾か上の道理有けり
それは何と申上る事也
吉宗公御意被為在るハ大黒は常に上を見んとするハ肝要
の時頭巾をぬきて一度上を見んとの極意之由と人ハ士
乃常に腰刀をとしき磨てよく刃をつけさせおかぬ
やうにさすハ肝要の時一度ぬき出さんか為之趣して侍
の命を全ふして君ニ身の害生する事にも一度ハ義の
詮る事の命をも捨んとの事之只に養生せんとにハあらぬ
腰刀も一代也に用ひらぬに斗にても益なし 大黒の
頭巾も出所人知らぬにして其事をするなり 事を知
らぬ大黒の頭巾の事なりまて命をも知らぬけは猟師に
刃かゆらんと本意にハかのとて只上を見んとて
可有用と是大極意之と 上意被為在之はしく
上意に趣して侍ハ常に其の心得有る事之身一に氣遣
けんと身ニ了雷地震身ニ不火事無之ハ不意につ有
事あれハ其時にはやすく無之段と兼て覚して有る時ハ作
天なる事にある事ゆへに作せあられハ其人奉感有
の儀を思召せはさ様彼地震の時にも御膝をも立させ

御学文もかゝらせおはしまさゝること

吉宗公御前にて儒臣の和者いろ/\詠歌事をも申上る人
ありしに折節何とか申けん古今ニ精以て詠歌事をも
申せし人ありしに

吉宗公上意には惣て何にも識らしきをる事を詠りては
修りましからす又實にても修りか信しく申する如く
只人は詠歌をそれは申ともかうゆる侍しき實を詠へるは
とこそ　御詠にも人に交るものは都心得有きると人の事
感せり

吉宗公御前にて儒臣のついてに　上意難有るは世の人
申さし浮世は夢のことしにて一寸先は申こともなれは只一時

も楽むてそ人有乃このしきことも申すかいはあらは
御聞召難有ひろき夢の中まゐらの有さまに只人は後
の世は永し後は夢の中は少しなれは悟む居し　又
短れは悟まも安からんと　上意難有し之識まか
そめ也　御意とも申せとも
明君の御ことしては恐詠有りて奉感なり
吉宗公は夜咄しに識人は噂をは為しく返まて儒臣の和
まゝ　御出の時は側元は拙成まゝ申上るは候何もそ
諸方識人の益申は者まて御座候と申上時に
上意まては云ふもよき子細あるへしまへて能いつれは
とは尋に去りしのことし申上るきは又　御意難有は古語

小人共と云る事不可有無之人間世百年の事
はめ出そらくものゝ能き人あり一面に参らる
者は大方はよろしかるべきものゝ之に人よりきとしつゝ
我心のまゝに人は善かい事を人に語ふるものゝ多
くはけいもの者にて百人合と云ふ者は世二色の新
ゝ人大方よきあらん出事ゝ参事ゝ
もの内よりそ〳〵るものゝ所をとゝ仕
道理を考て善悪を極てよ〳〵公事を捌て
南方無拠よいさそうれぬものゝ理非を捌く時は二方諸
一方の頁〳〵方に奉行をそるる諸〳〵方に事行を参る
る其〳〵に法人共にて能者中は子細ある者

也参られぬるゆえに　御諱小西家伝冷泉天下を志ゝ
賢君形ゝて有けんと伝例元奉感ゝて〳〵神附の
上言ふ元大小たる人を召仕ふ者せゝきつゝいあるべき
うんと云ゝ所のゝ之伝は先象棋の獣れたかいと云ゝ
盤ふむゝふと人をあもつけ王将の位ゝ金根桂馬
之而ふ皆〳〵ゝ歩の行後迄ゝ〳〵毎一手指出
も心を法けあるゝ陣ゝと考て歩ゝるゝもあるゝ
ゝ人何卒金ふもゝて者ゝ頁〳〵と云ゝるゝを不忘
桂馬の横飛角ふ由ゝ者ゝ金銀の例近きものゝを組合
せ相合を無〳〵ゝ出ゝるゝ成ふ事ゝ〳〵ゝ
兼ゝ心むゝふのゝ所角ゝ行ゝと云人金銀を付ゝを

こんせをそこふ角のあるをとさくまんくいつのるをいのをい
（まくこ兵くこ金をとし銀しやとこんをそこふて能事をとつ
くこ拓と右脇あるあるくこ育くまいをるかをおとくこる
ふをくこまくこ俄をこう脇をいを拓をを左をふをを立双
のおりをきひをいをまを猛小兵くこる斗をまくこ伺の兵別
美ものふに童二双六を拓をくこ来四三小信こ注七りをを
拓と又中れ二三ふをそうをき谷川の水拓こ者くこう引分の
りくこ言を伺ひをつをふくこるるもあくこ城の小奥の浪乃
立兵をつをを分をを伺せて浪るをくこ賽の目は出るふる
いを言はふをを言くて　上言義はくくと同くくく
上言ふ人をのるはぐ完言るをいふの脇ひるをふををれい

我ら刃の上ふ鞘ふをいつるをを立をくを伺て歯のをを
ふたきあ礫を拓をふ浦くを拓はをを拓をくこをを
うをくこる者くを行るるををくこをを角くこ
上言義はくくと中俗をくを又ある時の　上言小趣くこ
上を立者を恨をくこる事を々くを為るを参ぬこを異の
事をいををはるの新月ををを事いるを伝海る
てるる新ひいくふもあるを兵をを為るを居宅を建原
い伺ををを思を為意雨義霜重を接くこを事一をを
あるを新宅振舞を左をくこを用を拓系舎を先屋根
をををを賞宅ををる人小ふくを康遠根を始をを付
ら時隔くの為合せを乗石の拓ふを植迄のるを手

ふ所の屋ハ南天のあるハ[illegible]と[illegible]もよきと南ゝの[illegible]斗
よ賞翫たゝ[illegible]酒にのゝ[illegible]と[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
大雨車軸を流ゝて来る時分雨あてもなるて屋根の葺
替の何ゝきと此ゝちゝに近ふて雨のもゝぬ内ハ云出ゝ
もせぬ家かゝる非情のあさ[illegible]上ふ立てゝけの役とゝゝ[illegible]
なれ又　上ふ小身者程き役職の者あるハ猫ゝ鼠の
ゝにちゝの者も上けさせゝものゝとて又ハ[illegible]人も
あゝ大きに人ハ遠ひ成ゝ家作をさるふも程斗ゝ
大丈夫成ゝも皆ハ[illegible]ゝ木のゝ[illegible]れ[illegible]ゝ輕さふ
ものゝて[illegible]ゝ[illegible]家[illegible]ゝて[illegible]ゝ[illegible]
たるふ要のふさゝゝも高家メけるとゝ何ゝも陽陽

有ゝて諸ゝハ洞角きとゝの　上ふ成るとゝ又或ハの
上ふ世上ハ立てゝる役よあれて下ハの[illegible]をよゝ見
知る指よあゝ顔ひ多ゝ只ゝを[illegible]よ次の人橋ハ番人
のゝゝ[illegible]ゝ面白成る生れの者と云る見る[illegible]
徳ふてゝ[illegible]ゝ小ゝ[illegible]者も下ふ居ハ[illegible]ゝ橋の
番人ゝ火ハいとゝと尋回ふ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ橋
を能ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ居眠ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ橋
ゝのあゝと　[illegible]ふ[illegible]ゝ[illegible]ゝ又或ハの[illegible]ふ
元世上ゝて名をとゝるゝゝ徳をせきと云ゝ[illegible]
武徳ゝゝ六金銀の利徳ふあゝハ仁義の道徳の徳
のゝゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

明君享保錄卷之八

吉宗公松平京邑大岡忠相改さと仰付給ふ事

吉宗公上意をもて松平左近將監京邑を召せられ神尾
若狭守日本國中物産領候丈夫より相勤る神尾若狭守
大小國中に縄を入〳〵吟味しる小沙汰家方仰付
田縄を入れ〳〵るゆをと仰付家の人〳〵仰付ゆ京都
不可代松平豊後守二条殿の内近藤殿意度仰付
御代ハ
神武天皇以来拾万の領田武家より縄を入〳〵例
無〳〵不届ものと仰付 將軍の兵圖なれハ
公方の御ちゆ人ん是又二十度人の私なるハ意度

平家と公家成敗の道理なれば神尾い京都を
落給ひ門を不出代より中月也こは尾を中上られとも
伊勢家石浮心まて江戸表へ参度仕りて有る由彼家
山田十左衛二條殿へ内緒ゑ〻ゑ桐軍兵〻伊勢き中
上る有ゑ〻〻山ゑんまて土〻ふ仕役人の伊達と江戸
公方ゑ〻伊勢へ内用於て〻ゑ様ゑ〻不相法ゑ
ハ〻〻江戸中杉平左衛門監家邑の江戸まて下知ゑ戦
〻ゑふ出〻右縄を入れ彼を左衛門監あ伊勢〻とて
尚
公方様御代始の左衛門監は器の第一ゑ仕ゑ条ゑ式家邑
吉宗公の〻〻ゑまて〻ゑ〻ゑ量ゑ〻れ〻〻人ゑるをい
かゝゑれて尚　御代より伊勢當　御先代ゑ下ゑ器伊加
增近伊ゑ上ゑあられ〻〻や三年父の道を改さるを者ゑん
ゑ中〻の伊ゑふ
吉宗公貴徳ゑ〻ゑ下器伊加增ゑ〻の内ゑ伊ゑ上ゑ
ゑ藤〻〻父の道ゑ〻ゑ〻の伊改ゑ〻〻やいゑんされを
左衛門監のゑ中器量和は
吉宗公ゑ〻伊ゑ器ゑ〻ゑ藤ゑる家邑尚家の勅尚
を得第人の〻〻ゑを〻ゑ〻ゑ〻ゑも大丈夫の器量誰ゑ
ゑ仕ゑ〻〻者あ〻ん〻や桜家の領田
神武以来土縄の不和を武家へ平ゑ代ゑ〻て其高を
ゑ〻ゑ〻莫大の〻ゑ桜ゑ〻ゑ〻ゑ〻ゑ〻天下の帳原記

て代々の
公方も是を考へん為て是全く家邑寄物の手柄
之第一桜家方懐く所古道相盛已り罪を法けて腹
切らんとの始より乃不同忠信の如る事と可申たと
一命を捨てても申さと侍り〳〵家邑五代不長成
のことわそれ今度
将軍の勅命を受て西丸下役屋敷中屋敷
下屋敷迄〳〵きよ善請建家を〳〵と居ること有り居
の係者古屋左門屋〳〵きかの住居いつれ之限て
屋敷普請もいつきに不捌方と云ひ〳〵去あり
といへとも此の家之夫に古道相盛り篤実を考ふ故
体よ当時の老中役人已り役儀を勤ること中屋敷
下屋敷抱屋敷相違を善請いつ〳〵於山不厚所
とも考へ所へうちふ式家邑に古法の事一切を〳〵只明善に
奉公天下の政事上の正高よりの〳〵案内事に不捌為只今
居屋敷をする所よ逐悪をるを以の律儀に出れ
ひのまへけ〳〵と〳〵
古家公よ人を〳〵只を養ひ〳〵ひとり滅よ人考へぬ
不を出心よを考せるふ
明君也大器誠有る〳〵云　命を捨て京保　所代始の正仕事
所先代迄八男女色歌ま〳〵命を捨ものを心中を
考へ〳〵すると不申ると心中と書て忠信とよ申せ

てまめ〻訓さる字と何ぞ愚なる〻まいふして世を
渡るなりとて来世を恐れいとうとの死を
仏神と云ハ勿体もなき事なり必来相対死と中なる
て〻是人皆乃智恵にて男女和合死する事ハ
愚なる金獣の心より成て〻のいとうるを仏神にあら
ひきうんちゝなるん人ふあどられるを乃なきい人非人と
いゝて〻学畜生同然の者なれて死ふるひ者生
ちて〻なるハ人非人の心なる非人の手渡しハ
拵よりの　上云まて非人ハ渡さるるを成なり死
切ハ者ハ理中〻拵中ハ左下常もこれて九さるふして
捨る是畜生乃仕業と世帝乃定法なるを是いみ〻

き事也道料のるハ　御先代さるハ五代周の文王乃政
まもなるを〻迷云　仏ふるう何なるん罪科を
公儀ハ金銀を出して主罪を補ふいとを哀ハ人ハ多
くなりとも
明君の貴恵を去ふさる己ら智恵なき人の中事なり
武門大国忠相云　仏ふるれ今ハ大小名士農工商ともふ
神ハ多り佛〻信ふて〻さるん殺初穂といふて金銀を
云拵て罪陰消滅といのるハ百を歩さる道料殺といふ
ものと殺と云ふて〻を掛りん迷神仏道料
と云ふて初り罪を滅せんといふ式心成ものと未代
悪智の者共を去ふさるるハ
おろなれて

上意を推し奉れり

吉宗公御庭に間たる右の歌之事

公方吉宗公天下を治め給ふ　上意小て兼ねて来来
の事を云　御出なりい天子ハ七廟諸侯ハ五廟士ハ三廟と礼
義有り尚家既に上野増上寺の廟所

東照宮
台徳公
大猷公
巖有公
常憲公
文昭公

有章公七廟有り天子の法なり武家の法に迫て
聖人の禮記の心なりとも有来をこゝろ結ん
拠もなく只尚時日本に行れ来ぬ成て礼の御ふ
かるゝ所今も死生ふ成て礼の御ふ
常憲公御霊屋と御相殿ハ東叡山の
御代始め　上意を推し奉りしゆへ　享保
吉宗公ハ世に天下の政事貞享天和の例と何ゝ
も云　御出なり
文昭公の御例ハ遠ひ始上寺ハ若ゝ七ゝ世ゝ
移ゝ有り　御代始上野焼失
大猷公御霊屋

巖有云と所ハ所ハ事ハ僅ハ
所礼義の節ハ尚もとの
吉宗公時平生所産と問古者の孫ハ有神の流宣
家に写して記ものと
産後不常を当家業を不忘所
我心よんをゆるものなり
神宮山より巖巫女の形
もゆるはかりかきハ人のう成
源中納云正之の孫
能代をあらハして長行乃
古代をあらハすも形ひ世の中

所産之間神明流宣篇
天照大神宮
西垂ハ一旦の信仕あるハ絶
日月の縁を家る孫中ハ眼前乃
利潤くもとも仏神の罰
あるる
龍田大明神
なくての言いき人天を祈
法ちをまつり法の神をいのん
より海かの祭いハふ神つよ
則二親ハ内外の神明なり三宿

大明神の御宣よりも家さいとよ者宝
おらくまたくとぶんてう
三上明神御宣
常よあ先ゝ下の御人と云〳〵
恵きんを志ぶしめんと思ものハ
神明宮ひるひる幸子孫よあまを迄
玉葛大明神
諸人よ理ふさうふるなれ理と
いつハ天ゝ地なり神也
康児治大明神
諸者人ゝ心よ誠あれ者の者
皆志ゝふ者人ゝ心よ誠なれ
ゝゝの者ゝ志ゝ
侍姫命
夫天地をうゝ神明をうやまひ
祖父を崇ゝ宗廟をたゝて
天の仕ゝきを志ゝ仏法を退て
神祇を尊ゝ志ゝ者人よ
心事をおゝふ思ふ
おゝふ思ものハ百ゝふて
岳主大明神
もゝ人よ四ハ宮よ出ひ申よ入ハ

商ふう卯をてぶしなるまいと清書
人ホもそのなを[illegible]さを節て
陰うるる事ありれ
右古者の弟子[illegible]庭の間の内よりそせぬひいるを
原性田小納戸人元の写[illegible]るを人のうちゑん
家ふ記のく

明君享保録巻之八　大尾

国立公文書館
National Archives of Japan

国立公文書館
National Archives of Japan